

森林施業と連携した効果的な地籍調査の推進

目次

- 1 森林境界明確化事業と地籍調査との比較
- 2 森林境界明確化事業と地籍調査の作業工程での連携
- 3 地方公共団体における林務部門と地籍部門の連携強化
- 4 森林施業施策と連携した効果的な地籍調査推進のイメージ

1 森林境界明確化事業と地籍調査との比較

- 森林境界明確化事業による成果は、境界情報の保全等によりその後の地籍調査の円滑化に寄与しているが、基準点の設置等の測量方法が地籍調査と異なるため、その後の地籍調査において追加の立会や測量を実施している状況。
- 森林境界明確化事業と地籍調査との作業工程の明確な棲み分けを図った上で、測量方法及び立会等に係る作業内容水準の統一化を図ることが必要。

【森林境界明確化事業と地籍調査との比較】

森林境界明確化事業 (林務部局)		地籍調査
所有者が異なる筆の境界	明確にする土地境界	一筆毎 (同一所有者の筆の境界も調査・測量)
基準点の設置は必須でなく、基準点に基づかない簡易な測量	測量方法	基準点の設置は必須であり、基準点に基づいた高精度な測量 <誤差:1m以内>
原則、土地所有者等が立会。外周部は片方の土地所有者の立会のみでも可。	立会方法	原則、現地立会。立会ができない場合は、筆界案による確認の上、所有者の同意を得る必要あり。

【森林境界明確化事業成果の活用に向けた課題】

測量での課題

- 地籍調査の基準点や公共基準点に基づいた測量の実施が必要

立会での課題

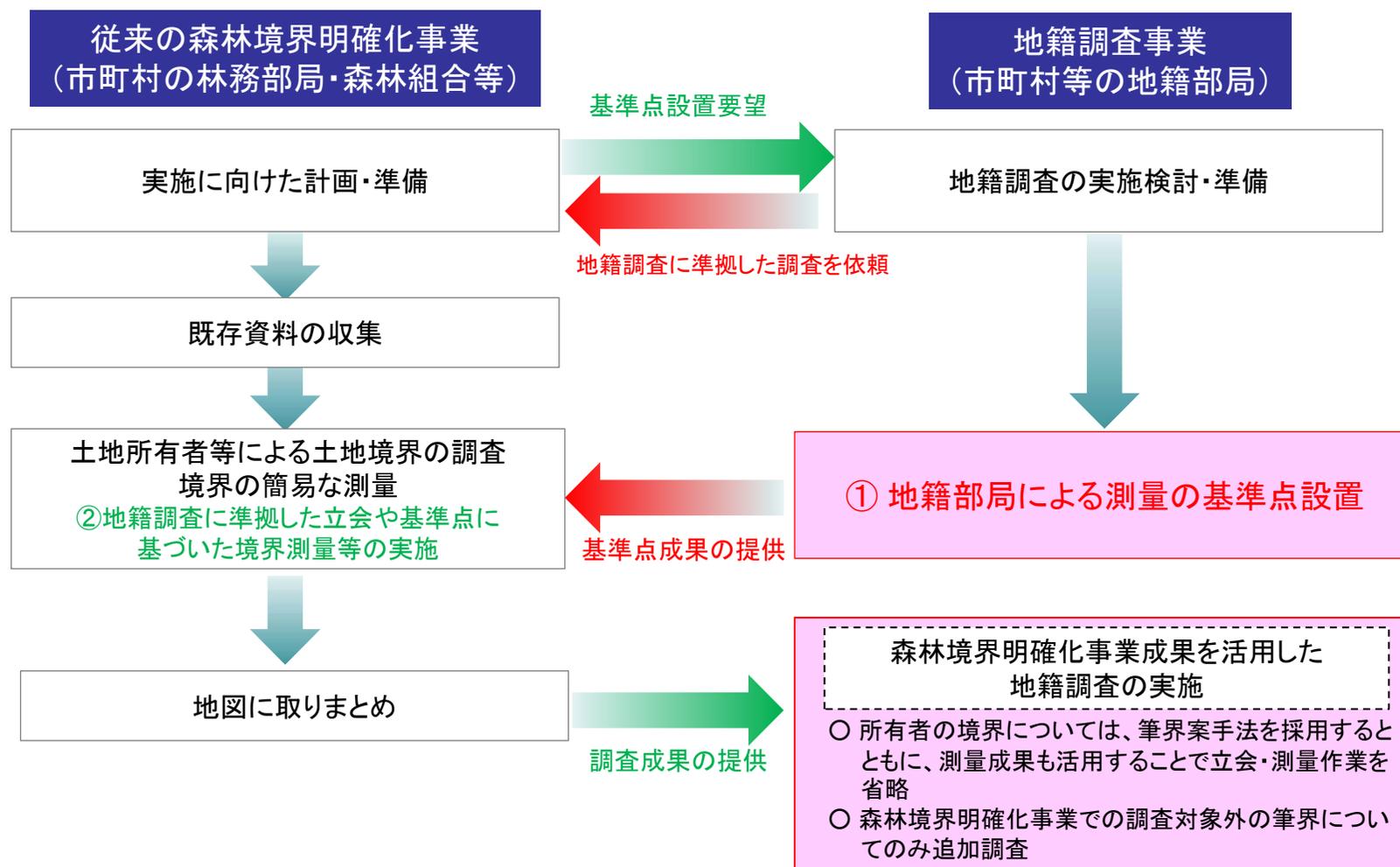
- 地籍調査同様、公図に基づいた調査の実施が必要
- 境界に係る両方の土地所有者の同意が必要



林務部局のみでの対応は困難なため、地籍調査の必要性がある地域については、林務部局(森林組合含む)と地籍部局の連携が必要

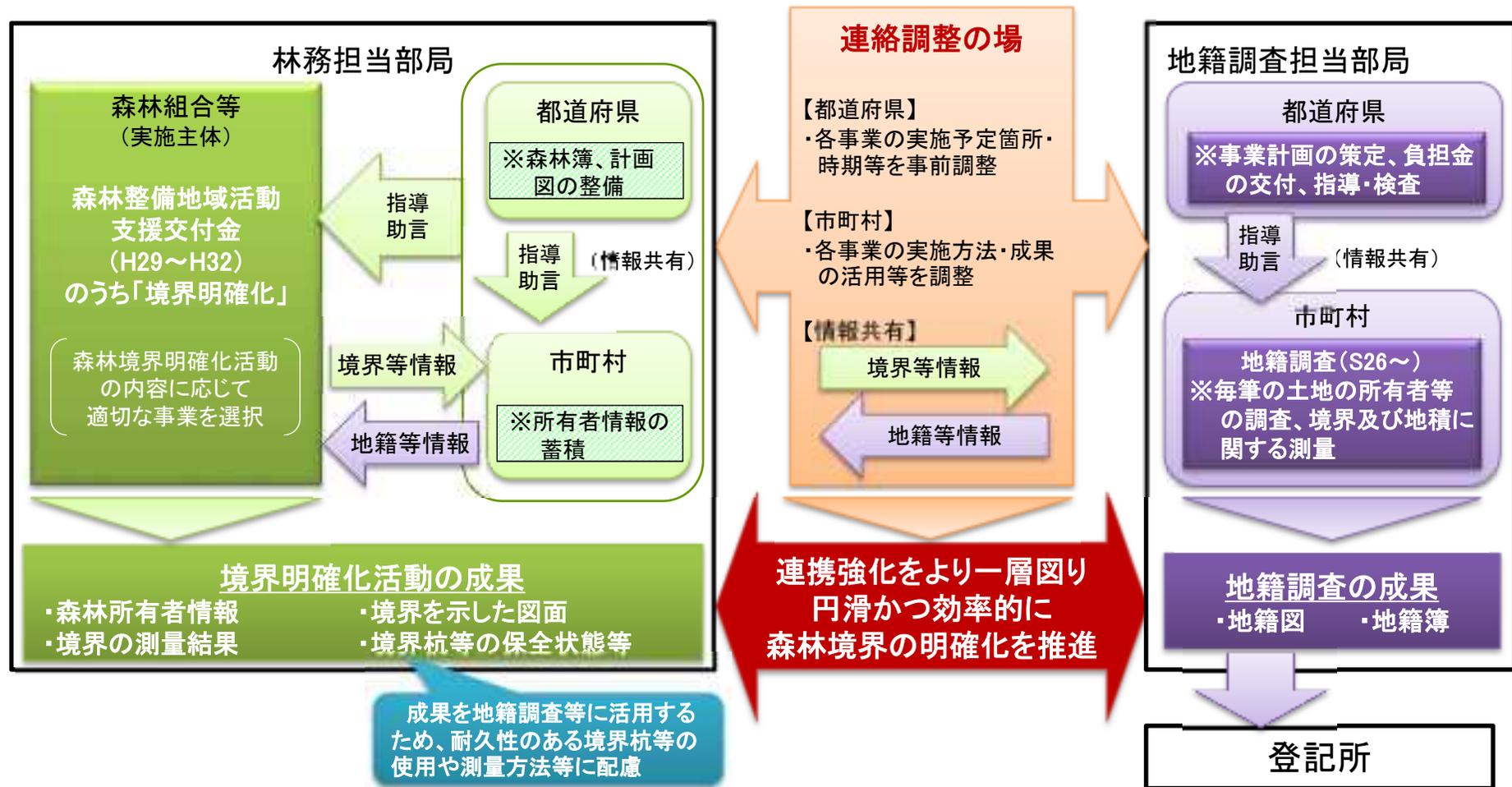
2 森林境界明確化事業と地籍調査の作業工程での連携

- 森林境界明確化事業の実施予定区域のうち、将来的に地籍調査を実施する必要性が高い地域については、森林境界明確化事業の立会や測量成果を有効に活用するため、以下の連携を検討。
- ① 森林境界明確化事業の実施予定区域における地籍測量(基準点の設置)の先行実施
 - ② 森林境界明確化事業では地籍調査の手法を準用した境界確認や基準点に基づいた測量を実施



3 地方公共団体における林務部局と地籍調査部局の連携強化

- 森林境界の明確化を一層推進するため、境界明確化と地籍調査の実施予定箇所や実施時期、実施方法及び既存成果の活用等について、林務部局と地籍調査部局が定期的に連絡調整の場を設け、より緊密に連携して取り組むことが重要。



4 森林施業施策と連携した効果的な地籍調査推進のイメージ

- 山村部の地籍調査については、早急な境界情報の整備が必要な災害のおそれのある地域などとともに、意欲と能力のある林業経営者が経営を行う地域など森林・林業施策と連携して効果的に進めることが重要。
- また、優先的地域の検討に当たっては、地方公共団体や森林組合等の関係機関との十分な合意形成が必要。

※ 山村部(林地)における地籍調査の進捗率は45%に留まっており、未実施面積が約100,000km²残っている状況。

山村部における地籍調査実施のイメージ

